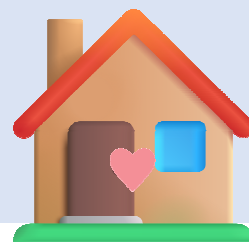


再犯防止施策としての 居住支援



令和8年9月18日（金）
令和8年度第1回中部ブロック居住支援勉強会

法務省 中部矯正管区更生支援企画課

第二次再犯防止推進計画

【計画期間：令和5（2023）年度から令和9（2027）年度】

基本的な方向性

- I 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“**息の長い**”支援を実現すること。
- II **就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。**
- III 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、**国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。**

5つの基本方針

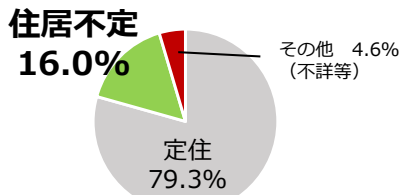
- 1 国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保し、再犯防止施策を総合的に推進
- 2 刑事法手続段階における切れ目のない指導及び支援の実施
- 3 犯罪被害者等の存在を十分に認識して再犯防止施策を実施
- 4 効果検証・調査研究の成果や社会情勢等に応じた効果的な再犯防止施策の実施
- 5 再犯防止の取組に関する広報等を通じた国民の関心と理解の醸成

7つの重点課題

- 1 **就労・住居の確保等**
- 2 保健医療・福祉サービス利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備等

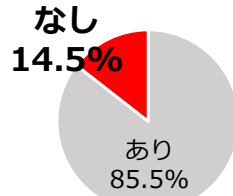
再犯防止施策としての居住支援

約2割が犯罪時住居不定等



新受刑者の犯罪時居住状況
(令和6年矯正統計年報)

15%程度が出所時適当な帰宅先なし



刑務所出所時の適当な帰宅先の有無

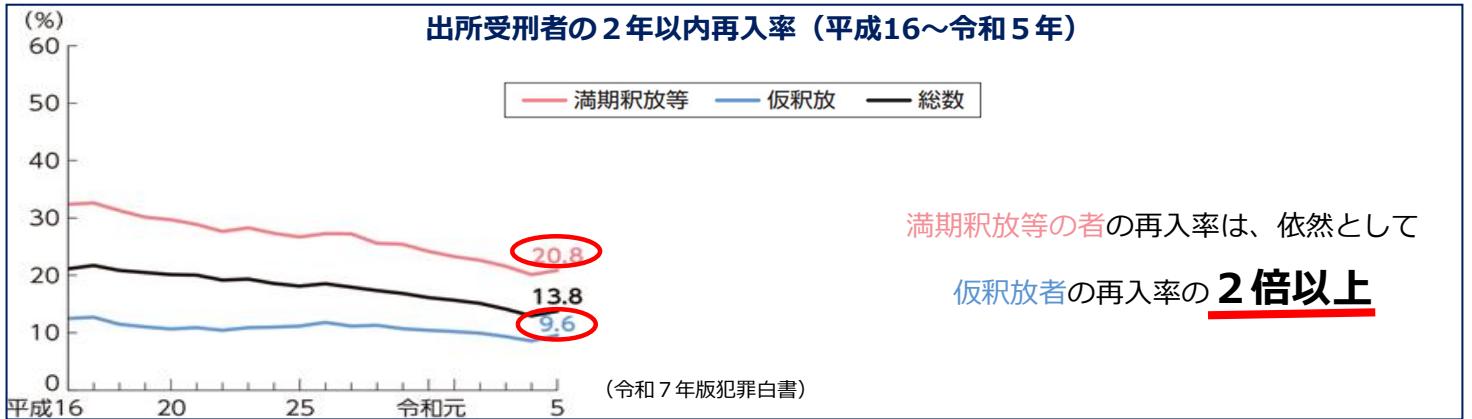
(令和7年版再犯防止推進白書・令和7年版犯罪白書)

「適当な帰宅先なし」とは、帰宅先不明、暴力団関係者のもと等を含む。

3.3% 仮釈放

39.8% 満期釈放

出所受刑者の2年以内再入率 (平成16～令和5年)



満期釈放等の者の再入率は、依然として

仮釈放者の再入率の **2倍以上**

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、**再犯防止の推進を図る上で最も重要な要素の一つ**

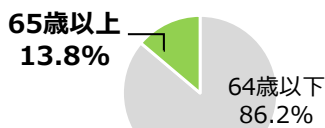
地域社会における定住先の確保に向けて、**居住支援法人との連携を強化**、住居の提供者に対する継続的支援を実施、矯正施設において必要な**受刑者等に対し、支援情報の提供や相談支援等を実施** 【第二次再犯防止推進計画】

2

『住宅確保要配慮者』

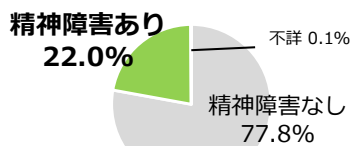
高齢である・障害又はその疑いがある

1割以上が高齢者



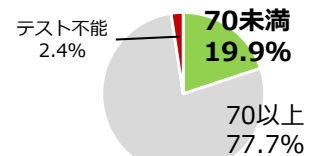
新受刑者の年齢

2割以上が精神障害あり



新受刑者の精神診断

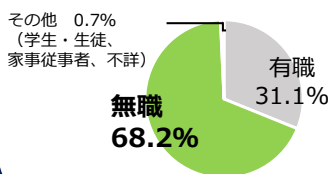
約2割が知的障害に準ずる水準



新受刑者の能力検査値(CAPAS)

仕事がない

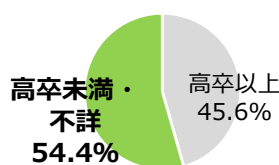
約7割が犯罪時無職



新受刑者の犯罪時就業状況

教育程度が比較的低い

5割以上が高卒未満等



新受刑者の教育程度

**複合的・重層的な
生きづらさ**

※データは令和6年矯正統計年報より

初期費用なし…

住民票職権消除

緊急連絡先・保証人なし…

保証会社等の審査
…!?

⇒ **自分一人で住居確保が困難**

3

拘禁刑の導入（令和7年6月1日施行）

拘禁刑 「個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。」

- ⇒ ① 作業について、改善更生等の必要性に応じた実施の検討が可能となる。
- ② 作業や指導等の実施時期、割合、組合せ等を重視し、個々の特性に応じたきめ細かな矯正処遇等を展開する。
- ③ 受刑者自身に矯正処遇等の重要性を十分に理解させ、効果的に改善更生等を図る。
- ✖ 懲役刑
- ✖ 禁錮刑



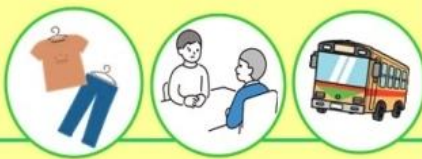
住宅セーフティネット法の改正（令和7年10月施行）

- ◆ 「住宅確保要配慮者」の明確化（国土交通省令）
 - . . .
 - 更生保護法に規定する保護観察対象者、更生保護法に規定する更生緊急保護を受けている者
更生保護法に基づく生活環境の調整の対象となっている者
刑執行終了者等に対する援助を受けている者
 - **刑の執行のため刑事施設に収容されていた者**
刑又は保護処分の執行のため少年院に収容されていた者
労役場に留置されていた者
 - . . .
- ◆ 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化
国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定し、
市区町村による居住支援協議会設置を推進（市区町村の居住支援協議会設置の努力義務化）
- ⇒ 矯正として、**居住支援協議会への積極的な参画・居住支援協議会との連携強化を目指す**

「居住支援協議会」というネットワークへの参画を始め、皆様との連携体制を構築することを通じて、
刑務所出所者等の住居確保の促進につなげたいと考えています。
御理解と御協力をよろしくお願いします。



応急の救護等及び更生緊急保護、刑執行終了者等に対する援助

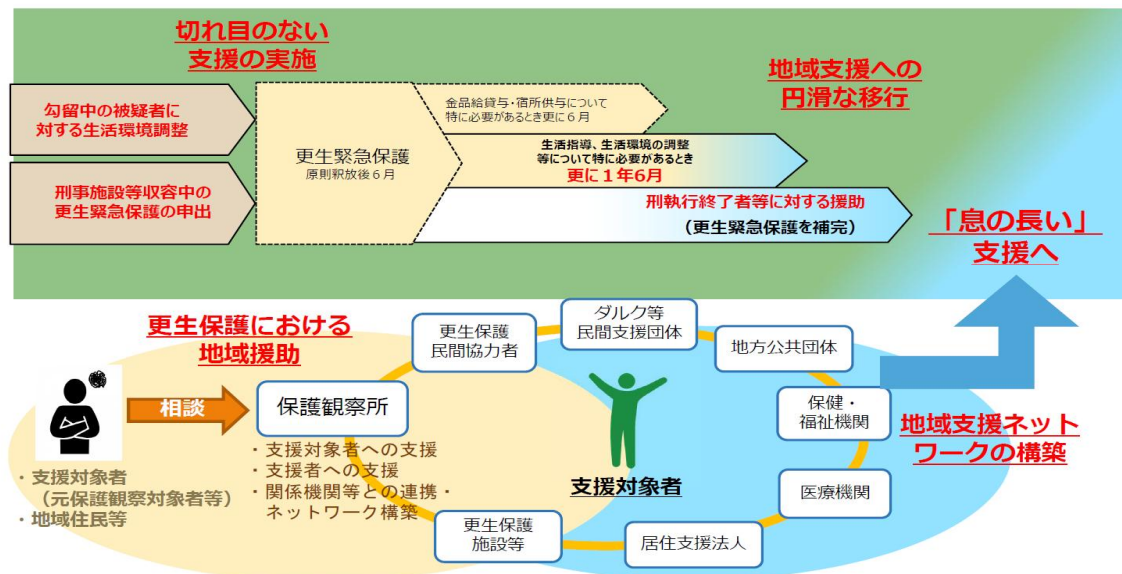
種別	対象	期間	措置の内容
応急の救護等	保護観察対象者のうち、住居、食事、医療等を得ることができないため改善更生が妨げられるおそれがあり、公共の衛生福祉に関する機関等による必要な保護を受けられない人	保護観察期間中	・金品の給貸与 ・宿泊場所の供与 ・医療及び療養の援助 ・福祉の援助 ・就労支援・職業訓練 ・薬物依存等からの回復支援 ・社会生活に適応するために必要な生活指導等
更生緊急保護	次の①②③のすべてにあてはまる人 ① 刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人 ② 親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、または、そのみでは改善更生できないと認められた人 ③ 更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人（矯正施設収容中も申出可能）	原則として6か月 ※ 例外的に、金品の給貸与・宿泊場所の供与について、更に6か月を超えない範囲で延長可能 ※ 金品の給貸与・宿泊場所の供与以外の措置については、更に1年6か月を超えない範囲で延長可能	
刑に執行終了者等	次の①②③のすべてにあてはまる人 ① 刑の執行や少年院送致の保護処分を終わった人 ② 改善更生を図るため援助の必要があると認められた人 ③ 援助を受けることが意思に反しないことを確認できた人	援助の必要があると認められる期間	・上記のうち、金品の給貸与、宿泊場所の供与以外の措置

※ 応急の救護等及び更生緊急保護の措置は、保護観察所長が行う場合のほか、更生保護事業を営む者等に委託して行う場合があります。

図：応急の救護等及び更生緊急保護等

更生緊急保護等と地域援助

【息の長い社会復帰支援の推進】



地域援助については、各保護観察所にお問い合わせください。